

運転技能検査について

(令和4年5月13日 開始)

高齢運転者対策の充実・強化のため、新たに運転技能検査制度が導入されました。

概要

- 75歳以上で一定の違反歴のある方が対象です
- 検査の結果、一定の基準に達しない(合格しない)場合は、運転免許の更新ができません

検査内容

普通自動車を使用してコース内を走行し、以下の項目について検査を行います

- 右折・左折
- 一時停止
- 信号の通過
- 指示速度による走行
- 段差乗り上げ

採点方法

各検査項目の不履行時や、走行中の危険回避のため検査員による操作補助等があった場合は、実施要領に基づき「減点式採点方」により採点します

合格基準

検査の成績は、100点満点とし、以下の得点で合格となります

- 第二種免許保有者：80点以上
- 第一種免許保有者：70点以上

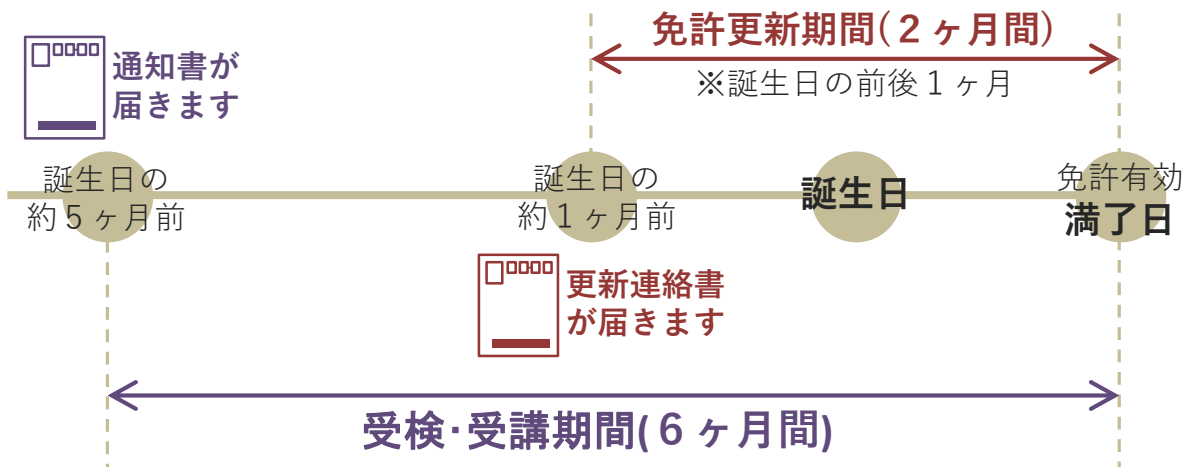
その他

- 二輪車/原付/大特/小特免許のみを保有している方は、運転技能検査の対象外です
- 検査**不合格の場合**、普通免許を自主返納し、原付・小特のみで更新することも可能です(詳しくは運転免許センターにご確認ください)

運転技能検査 対象の方 免許更新手続きの流れ

更新期間の満了日における年齢が**75歳以上**の方で、**普通自動車
対応免許**を保有しており**一定の交通違反***がある方が対象です

運転免許の更新を受けようとするときは、**更新期間の満了日前6ヶ月以内**に
①認知機能検査 ②運転技能検査 ③高齢者講習を受検しなければなりません



通知が届いたら、早めに予約をしましょう

運転技能検査対象の方には、紫色の「認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習のお知らせ」はがきが届きます。各検査・講習は、教習所または運転免許センターで受けられますので、まずはお近くの実施機関に電話等で予約をしましょう。

① 認知機能検査 を受検してください

75歳以上の方は、まず認知機能検査を受検する必要があります。
検査の結果、「認知症のおそれ無」であれば次の運転技能検査を受検します。

② 運転技能検査 を受検してください

保有している免許の種別により採点基が異なります。

- (1) 第一種免許保有者：70点以上で合格
- (2) 第二種免許保有者：80点以上で合格

③ 高齢者講習 を受講してください

1時間(実車なし)の高齢者講習を受講します。

運転免許更新・交付

誕生日の約40日前に「更新連絡書」が届きます。更新期間に入ったら、

①認知機能検査結果通知書 ②運転技能検査結果証明書 ③高齢者講習終了証明書
を持参し、運転免許センターまたは地元の警察署で更新の手続きをします。

*運転技能検査の対象となる一定の違反行為

	道交法条文	違反行為
1	第7条	信号機の信号等に従う義務
2	第17条	通行区分
3	第20条	車両通行帯
	第20条の2	路線バス等優先通行帯
4	第22条	最高速度
5	第25条の2	横断等の禁止
6	第33条	踏切の通過
7	第34条	左折又は右折
	第35条の2	環状交差点における左折等
8	第36条	交差点における他の車両等との関係等
	第37条	交差点における他の車両等との関係等
	第37条の2	環状交差点における他の車両等との関係等
9	第38条	横断歩道等における歩行者等の優先
	第38条の2	横断歩道のない交差点における歩行者の優先
10	第70条	安全運転の義務
11	第71条	運転者の遵守事項

75歳以上の
高齢運転者の方
が対象です



運転免許の返納をお考えの方

運転免許証を自ら返納された方は、身分証明書として使用できる「運転経歴証明書」(有料)を申請することができます
運転免許センター(0289-76-0110)またはお近くの警察署にご相談ください